

熊本市フッ化物洗口支援事業実施要綱

制定	平成18年10月	1日	保健福祉部長決裁	
改正	平成20年	7月	1日	子ども未来局長決裁
	平成24年	4月	1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成24年	8月31日		健康づくり推進課長決裁
	平成26年	3月31日		健康福祉子ども局長決裁
	平成28年	4月	1日	健康づくり推進課長決裁
	平成29年	12月20日		健康福祉局長決裁
	平成31年	3月14日		健康福祉局長決裁
令和	2年	3月19日		健康づくり推進課長決裁
令和	2年	9月25日		健康福祉局長決裁
令和	3年	4月	1日	健康づくり推進課長決裁
令和	5年	3月22日		健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、むし歯予防効果が高く、手技が簡便で、費用対効果に優れたフッ化物洗口を支援する事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、子どもの歯と口腔の健康の保持増進を推進し、その健やかな成長を促すとともに、歯科保健に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(対象施設及び洗口対象者)

第2条 この要綱の規定によるフッ化物洗口支援事業（以下「事業」という。）の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園及び熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例（令和2年条例第35号）第2条第3号アからキまでに掲げる施設又は事業所（以下「施設」という。）であって、当該施設に在園する子ども（以下「園児」という。）に対しフッ化物洗口の実施を希望する者とする。

2 フッ化物洗口を実施する対象の者（以下「洗口対象者」という。）は、対象施設の年中又は年長の組（これらの組に相当する組を含む。）の園児のうち、その保護者がフッ

化物洗口の実施を希望する者とする。

(事業の内容)

第3条 市長は、対象施設がフッ化物洗口を円滑に実施し、歯と口腔の健康づくりを推進することができるよう、予算の範囲内において次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) フッ化物洗口実施のための必要物品の提供
- (2) 洗口剤の提供
- (3) フッ化物洗口の実施のための対象施設の職員、保護者等への説明及び園児への洗口指導その他の健康教育

2 第1項第3号に規定する園児への健康教育は、対象施設の園歯科医（保育所における嘱託歯科医の設置について（昭和58年4月21日児発第284号）による歯科医をいう。以下同じ。）等と協議の上、各区役所保健福祉部保健子ども課に所属する歯科医師及び歯科衛生士が行うものとする。

(事業の実施の届出等)

第4条 前条第1項の支援を受けようとする施設は、熊本市フッ化物洗口支援事業届出（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する届出書の受付は随時行うものとし、当該届出に対する支援の対象の期間は当該届出書の提出があった日の属する年度の末日までとする。

(フッ化物洗口の実施方法等)

第5条 対象施設の長は、保護者の希望をフッ化物洗口申込書等により確認するものとする。

2 洗口対象者へのフッ化物洗口は、次のとおり行う。

- (1) 洗口剤は、市が購入した市販製剤とする。
- (2) フッ化物洗口は、週5日法とする。
- (3) フッ化物洗口は、対象施設の園歯科医等が作成した指示書（様式第2号）に基づき、対象施設の担当者が行う。

3 前項各号に掲げるもののほか、洗口対象者へのフッ化物洗口の実施方法等については、フッ化物洗口実施マニュアルに定めるものとする。

(報告)

第6条 熊本市フッ化物洗口支援事業実施報告書（様式第1号）により、事業の実施の実績を市長に報告するものとする。

（評価）

第7条 市長は、事業の評価のため必要と認めるときは、対象施設に対し、実施状況や歯科健康診査結果等の報告を求めることができる。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要領は平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条及び第6条関係）

熊本市フッ化物洗口支援事業届出書及び実施報告書

熊本市長（宛）

施設長		洗口担当者	
園歯科医院		園歯科医氏名	

【届出】

年度届出	対象	年中	年長	合計
	クラス数			
	在籍児数			
	洗口時間帯	朝礼時 昼食後 その他（ ）		
	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
備考	・添付書類 <input type="checkbox"/> 様式2号 指示書の写し			

【実施報告】

年度報告	対象	年中	年長	合計
	在籍児数			
	洗口実施児数			
	実施期間 (休止期間)	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日)		
備考	・洗口剤在庫数 包 (使用期限： 年 月)			

年 月 日

施設名

施設長

所在地

連絡先 (電話)

(FAX)

指 示 書
(熊本市フッ化物洗口支援事業)

年 月 日発行

施設長 様

貴園におけるフッ化物洗口液1回分として、
下記のとおりフッ化ナトリウム0.05%水溶液を調製し、週5回、
園児1人につき、5mLのフッ化物洗口液にて1分間洗口させること。
フッ化物洗口後30分間は、うがいや飲食を避けること。

記

フッ化物洗口剤	洗口剤の数	水道水
製品名 g	包	mL

担当歯科医師

歯科医院名

所在地

連絡先

氏 名